

議 第 55 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部

改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改定する。

熊本市長 大西一史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改定する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例第 50 号）の一部を次のように改定する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第 3 号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 13 条中「勤務時間及び勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

第 17 条の 3 第 1 項中「、第 13 条」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

地方自治法の一部を改定する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、所要の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第50号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条 【略】 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当</p> <p>(3) パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u></p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>第3条～第12条 【略】 (勤勉手当)</p>	<p>第1条 【略】 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当 <u>勤勉手当</u>及び退職手当</p> <p>(3) パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u></p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>第3条～第12条 【略】 (勤勉手当)</p>

第13条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の人事評価の結果及び勤務の状況に応じ、かつ、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って支給する。

第13条の2～第17条の2 【略】

(会計年度任用職員についての適用除外)

第17条の3 第4条、第5条、第5条の3、第6条の2、第11条の2
及び第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「及び第13条の2」とあるのは、「、第13条の2及び第14条」と読み替えるものとする。

第18条 【略】

第13条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の勤務時間及び勤務成績に応じ、かつ、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って支給する。

第13条の2～第17条の2 【略】

(会計年度任用職員についての適用除外)

第17条の3 第4条、第5条、第5条の3、第6条の2、第11条の2、第13条及び第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「及び第13条の2」とあるのは、「、第13条の2及び第14条」と読み替えるものとする。

第18条 【略】

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。